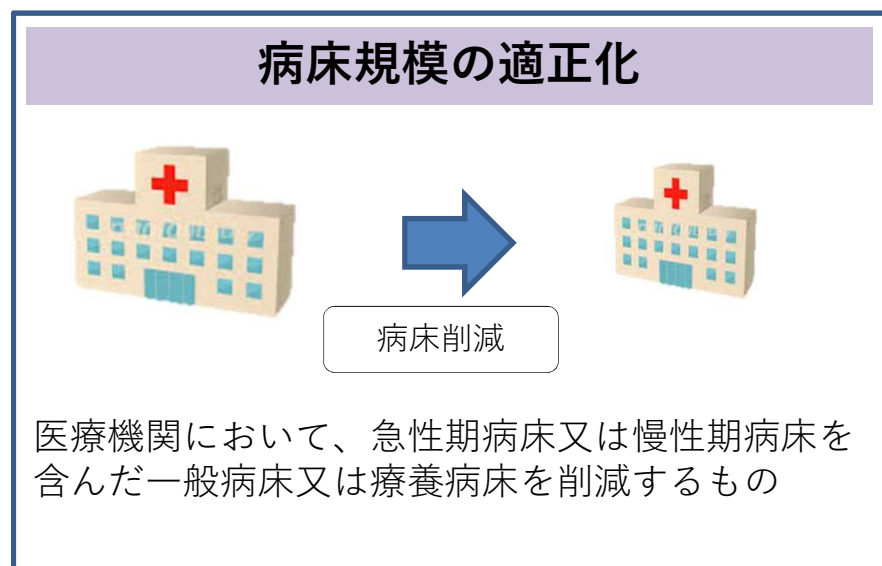


病床規模適正化支援整備事業

1 事業の目的

地域医療構想で掲げる病床の機能分化・連携の推進のうち、圏域において過剰であると推計されている急性期病床又は慢性期病床を含み、一般病床又は療養病床を削減するための取組への支援により、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保を図る。



2 補助事業対象者

県内の病院及び有床診療所の開設者

3 補助対象要件

過剰病床機能（急性期・慢性期）を含む稼働病床数10%以上削減（地域で不足する診療機能の病床の削減は認めない）

病床規模適正化支援整備事業

4 補助基準単価及び補助率等

以下の区分に要した経費等の1/2を補助する。ただし、補助基準単価に削減病床数を乗じた額の1/2を上限とする

区分	内容	基準額	補助率	対象経費等
建物の処分	病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）の処分	717千円/床	1/2	病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却等）に係る損失であって、財務諸表上の特別損失に計上され、かつ、次に掲げる要件を満たすもの
医療機器の処分	病床削減に伴い不要となる医療機器（削減する病床等で使用されていたもの）の処分			

※対象経費等については、次に掲げるものを条件とする

- (1) 兵庫県地域医療構想の公示の前日に取得した施設又は設備の処分に係るものであること
- (2) 「固定資産除却損」「固定資産廃棄損」又は「固定資産売却損」のいずれかの勘定科目に該当するものであること
- (3) 関係事業者（医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と医療法施行規則第32条の6第1項第1号で定める特殊の関係がある者をいう。）への売却については、複数の不動産鑑定士又は専門事業者の鑑定によって大幅な乖離がないと認められる場合（売却後において購入者が使用しない場合及び売却者が継続使用する場合を除く。）に限る。

病床規模適正化支援整備事業

5 補助金交付申請の流れ

(1) 事前協議書の提出

「健康福祉部補助金交付要綱」の別表に沿った事業計画書を作成のうえ、「事前協議書」を後頁記載の「事前相談・協議窓口」に提出



(2) 圏域地域医療構想調整会議での協議・合意



(3) 県医療審議会（医療計画部会）での協議・合意 ※年2、3回程度開催予定



(4) 補助金交付申請

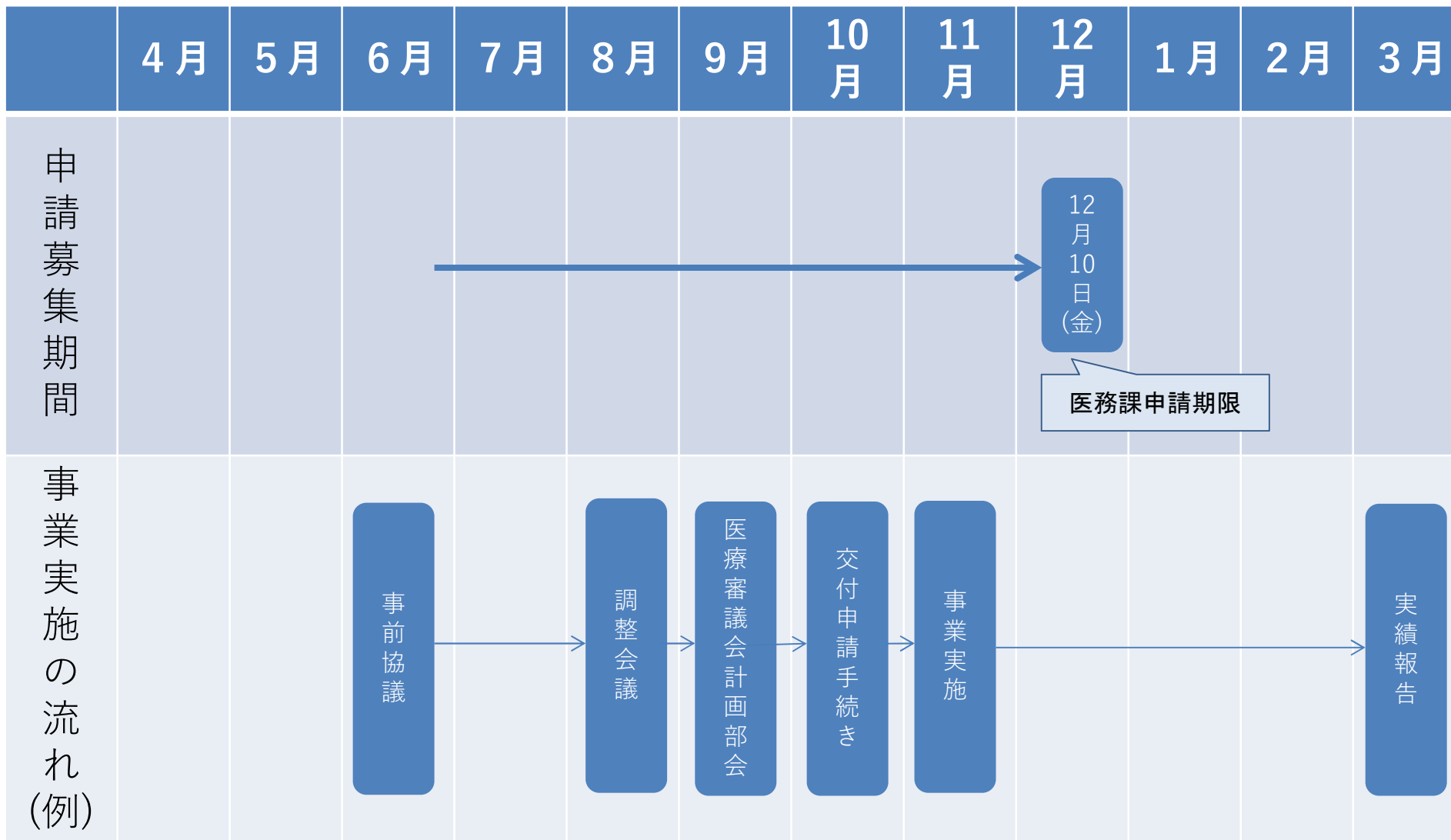
「健康福祉部補助金交付要綱」の別表に沿った様式等を作成のうえ、県医務課宛に交付申請書等を提出（令和3年12月10日まで）



(5) 補助金交付決定

病床規模適正化支援整備事業

6年間スケジュール（想定）



※申請募集期間の中で随時募集

※医療審議会計画部会は、年2～3回（9月、12月、2月頃）開催予定（上図は、年2回ほど計画部会を開催した場合を想定）

※やむを得ず補助金交付決定前に事業着手する場合は、少なくとも圏域地域医療構想調整会議で了承を得られた補助事業計画であることを前提に、別に定める交付決定前着手届を提出する必要がある。

病床規模適正化支援整備事業

7 補助事業実施に係る主な留意事項

- (1) 補助事業者が、補助金申請書に添付する整備計画は、予め整備する施設が所在する二次医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえたものでなければならない。
- (2) 事業着手は、原則として、補助金の交付決定の日からとなる。
やむを得ず補助金交付決定前に事業着手する場合は、少なくとも圏域地域医療構想調整会議で了承を得られた事業計画であることを前提に、別に定める交付決定前着手届を提出する必要がある。
- (3) 補助事業者は、当該補助金の交付と対象経費が重複する他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。
- (4) その他、厚生労働省が定める地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12付け医政発0912第5号）の各事項を遵守すること。

※その他留意事項については、「健康福祉部補助金交付要綱」の別表に記載